

外国人に対する特別な取扱いの設定について

．考慮すべき関係規定等

1．WTOにおける規定

(1) 関税及び貿易に関する一般協定 (GATT 協定)

第3条 内国の課税及び規則に関する内国民待遇

1．締約国は、内国税その他の内国課徴金と、製品の国内における販売、販売のための提供、購入、輸送、分配又は使用に関する法令及び要件並びに特定の数量又は割合による製品の混合、加工又は使用を要求する内国の数量規則は、国内生産に保護を与えるように輸入製品又は国内産品に適用してはならないことを認める。

第11条 数量制限の一般的廃止

1．締約国は、他の締約国の領域の製品の輸入について、又は他の締約国の領域に仕向けられる製品の輸出若しくは輸出のための販売について、割当によると、輸入又は輸出の許可によると、その他の措置によるとを問わず、関税その他の課徴金以外のいかなる禁止又は制限も新設し、又は維持してはならない。

第20条 一般的例外

この協定の規定は、締約国が次のいずれかの措置を採用すること又は実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、それらの措置を、同様の条件の下にある諸国の間において任意の若しくは正当と認められない差別待遇の手段となるような方法で、又は国際貿易の偽装された制限となるような方法で、適用しないことを条件とする。

(b) 人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置

(g) 有限天然資源の保存に関する措置。ただし、この措置が国内の生産又は消費に対する制限と関連して実施される場合に限る。

(a), (c) ~ (f), (h) ~ (j) は省略

< GATT 協定第11条に係る事例 >

中国によるレアアース、タングステン及びモリブデンに関する輸出税の賦課，輸出数量の制限等による輸出規制は、GATT 協定第11条との整合性が問題となっており、我が国、米国及びEUの要請により、本年7月23日に、WTO事務局に紛争解決のための小委員会が設置された。

(2) サービスの貿易に関する一般協定 (GATS 協定)

第17条 内国民待遇

1．加盟国は、その約束表に記載した分野において、かつ、当該約束表に定める条件及び制限に従い¹、サービス²の提供に影響を及ぼすすべての措置に関し、他の加盟国のサービス及びサービス提供者に対し、自国の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇

を与える。

1 我が国の約束表では、全ての分野を対象とすることを記載。設定されている内国民待遇に係る条件及び制限は法律サービス、保険及び保険関連のサービス、並びに音声電話サービスに係るもののみ。

2 第1条第3項(b)において、「サービス」とは、政府の権限の行使として提供されるサービス以外のすべての分野におけるすべてのサービスをいう。」と定義

第14条 一般的例外

この協定のいかなる規定も、加盟国が次のいずれかの措置を採用すること又は実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、それらの措置を、同様の条件の下にある国の間において恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で又はサービスの貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用しないことを条件とする。

(b)人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置

(d)取扱いの差異が他の加盟国のサービス又はサービス提供者に関する直接税の公平な又は効果的な賦課又は徴収を確保することを目的とする場合には、第十七条の規定に合致しない措置

(a), (c), (d)の(i)~(iv), (e)は省略

< GATS 協定第17条に関係する事例 >

平成23年5月17日の外交防衛委員会において、外国資本による国内の森林買収を規制するために外国人土地法の施行令の制定等の対応を求められた外務副大臣が、GATS協定第17条第1項の規定を根拠として、「我が国は外国人等によるサービス提供に係る土地取得について内国民待遇義務を負っており」、「他のWTO加盟国の国民等がサービスの提供に際して我が国の土地を取得することについて、原則として国籍を理由とした差別的制限を課すことは認められない」旨発言。

2. 日本国憲法

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

< 憲法第14条に関係する事例 >

- ・最高裁では、在留外国人に関する案件に関し、「憲法第三章の諸規定による基本的人権の保障は、権利の性質上日本国民のみをその対象としていると解されるものを除き、わが国に在留する外国人に対しても等しく及ぶものと解すべき」と判示している（昭和53年10月4日最高裁判所大法廷判決昭和50（行ツ）120）。
- ・また、婚姻関係にない日本国民である父と日本国民でない母との間に出生した子の日本国籍の取得に関する案件に関し、「憲法14条1項は、法の下での平等を定めており、この規定は、事柄の性質に即応した合理的な根拠に基づくものでない限り、法的な差別的取扱いを禁止する趣旨であると解すべき」、「立法府に与えられた（中略）裁量権を考慮しても、なおそのような区別をすることの立法目的に合理的な根拠が認められない場合、又はその具体的な区別と上記の立法目的との間に合理的関連性が認められない場合には、当該区別は、合理的な理由のない差別として、同項

(憲法 14 条 1 項) に違反するものと解されることになる」と判示している(平成 20 年 6 月 4 日最高裁判所大法廷判決平成 19(行ツ)164)。

< 外国人に制約を課す国内の事例 >

経済的自由権に関しては、その権利の性質上、外国人に対して国民と異なる特別の制約を加える必要があるとされ(芦部信喜著「憲法第五版」2011 年) 外国人に対して制限を課した法令事例もあるが、限定的である。

(例) 鉱業法(第 17 条)、電波法(第 5 条) 排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律、外国人漁業の規制に関する法律、船舶法(第 3 条)

3. 相互主義

国内法上、他国が同様の扱いをすることを自国がその他国の国民・産品・法律・判決等について一定の扱いをすることの条件とすること。「相互の保証」とも呼ばれる。(筒井若水編「国際法辞典」1998 年)

< 各国制度における外国人の取扱い >

現時点で把握しているところでは、インド、フィリピン及び南アフリカを除き、外国人と国民とを区別した制度を設けている国はない。

・名古屋議定書における関係規定及び交渉での議論

第 6 条 遺伝資源の取得の機会の提供

3 事前の情報に基づく同意を得ることを要求する締約国は、1 の規定に従い、次のことを行うために適宜、必要な立法上、行政上又は政策上の措置をとる。

(b) 遺伝資源の取得の機会の提供に関する 公正な、かつ、恣意的でない規則及び手続を定めること。

< 交渉における関係する議論 >

- ・第 7 回締約国会議(平成 16 年 2 月)における国際レジームの交渉において、日本は、遺伝資源へのアクセスに係る制度が外国人に対して差別的なものとならないように(non-discriminatory)すべきと提案したが、この時点では各国からの賛同は得られず(恣意的な取扱いを行わない(avoid arbitrary treatment)との表現で合意)。
- ・第 7 回 ABS 作業部会(平成 21 年 4 月)では、「国内の ABS の枠組みを適用する際には、他の締約国の利用者間の差別を行うべきでない」旨の EU からの提案テキストを元に議論が行われたが、合意に至らず。
- ・第 9 回 ABS 作業部会(平成 22 年 3 月)及び同再開会合(平成 22 年 7 月)において、カナダが遺伝資源へのアクセスについて外国人への無差別待遇(equal treatment)の適用を主張したが、アフリカ等が反対。
- ・最終的には、名古屋議定書第 6 条 3 (b)の規定で合意。

．検討すべき事項

以上を踏まえ、国内の遺伝資源の取得の機会の提供に係る措置において、外国人に対する特別な取扱いを設定しようとする場合には、あらかじめ、以下の点について十分に検討を行う必要がある。

- ・ 外国人を区別する必要性とその理由
- ・ WTO の協定との整合性
- ・ 他国との関係性への影響